

【長野県林務部森林政策課】

元森政第 200 号
令和元年（2019 年）7 月 26 日

地域振興局長 様

林 務 部 長

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について（通知）

森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の工事を請負に付する場合における積算については、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）に基づき実施しているところですが、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、下記のとおり現場管理費率の補正を試行することとしたので、令和元年 8 月 1 日以降に契約する工事から適用します。

なお、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約が締結された既契約工事においても適用できるものとします。

このことについて、管内の市町村に対しましては、貴職より周知をお願いします。

記

1 対象工事及び対象地域

（1）対象工事

主たる工種が屋外作業で「森林整備保全事業設計積算要領」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）表 6－1 の工種区分を適用する工事。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

（2）対象地域

全ての地域を対象とする。

2 用語の定義

（1）真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（2）工期

工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月または 9 月を含む工事では、夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（3）真夏日率

工期内の真夏日を工期で除した割合をいう。

3 積算方法等

(1) 補正方法

ア 現場管理費率の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

ウ 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

4 気温の計測方法等

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させることとする。

(1) 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象庁以外の者が行う気温の計測結果または工事現場を代表する1地点で、気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得または計測に要する費用は、受注者の負担とする。

(2) 気温の補正方法

(1)の気温の計測結果（工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。

ただし、気象条件または現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

$$\text{補正後の気温 (°C)} = \text{気温 (°C)} - \text{標高差 (m)} \times 0.6 / 100 \text{ (m)}$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

$$\text{ただし、標高差 (m)} = \text{工事現場の標高 (m)} - \text{計測箇所の標高 (m)}$$

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

(3) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

5 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

6 既契約工事における適用

(1) 気温の計測期間

本通知日以降の受発注者間協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日に当たる日数を計測するものとする。

なお、計測方法等については、「4 気温の計測方法等」に準じること。

(2) 積算方法

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

その他の積算方法は、「3 積算方法等」によるものとする。

7 積算システムにおける入力方法

別紙1のとおり。

8 その他

上記の取扱いについて、地域の実情により対応が困難な場合等については、これによらないことができる。

森林政策課 指導担当

(課長) 小山 靖 (担当) 松山 智矢

(電話) 026-235-7265 (FAX) 026-234-0330

(防災電話) 8-231-3227 (E-mail) rinsei@pref.nagano.lg.jp